

賃金アップで

5万円給付！！

- ① 令和5年9月1日から令和6年2月29日の間に
- ② 正規・非正規雇用労働者の賃金を
- ③ 1.7%以上引き上げた事業所



賃上げを行った従業員1人あたり
5万円を給付

給付内容

給付対象者

- ✓ 中小企業基本法第2条第1項に掲げる県内に事業所を有する中小企業
- ✓ 一般社団法人等

賃上げ対象従業員

- ✓ 県内事業所に勤務する正規及び非正規雇用労働者
ただし、非正規雇用労働者は、週所定労働時間20時間以上であること。

賃上げ時期及び賃上げ率

- ✓ 令和5年9月1日から令和6年2月29日の間に、賃上げ対象従業員の賃金のうち、直近の支給額もしくは奈良県の令和5年度最低賃金のいずれか高い方の賃金を、1.7%以上引き上げること。

支給上限人数

- ✓ 中小企業基本法第2条第1項に掲げる中小企業者の常用使用する従業員数
- ✓ 一般社団法人等については、常用使用する従業員300人
- ✓ 奈良県全体で20,000人を上限とし、上限に達し次第終了となります。

給付金についてのお問い合わせ



050-3646-4977

休日及び年末年始(12月29日から1月3日)を除く、午前9時から午後5時まで

令和5年11月1日 電子申請システムにて受付開始予定
申請方法等については、詳細が決まり次第ホームページにてお知らせします。

